

議案第 19 号

和解をし、損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

1 相手方

2 事故の概要

平成 20 年 9 月 11 日（木）午後 3 時 5 分ごろ、市公用車が北本市宮内 1 丁目 67 番地 1 先国道 17 号を走行中に前方不注意により、停止していた相手方車両に追突し、同車両後部を損傷させ、相手方を負傷させたもの

3 損害賠償の額 金 1, 494, 581 円

平成 21 年 2 月 23 日 提出

北本市長 石 津 賢 治